

株式会社NTTドコモが2024年10月1日より案内する「d払い（バーコード決済）包括加盟店規約」において、対象条項に対し、以下内容を適用するものとする。

| 条項号 | 条項名 | 適用内容（赤字下線変更箇所） |
|-----------|------------------|--|
| 第2条1項(14) | (用語の定義) | 「売上情報配信装置」 <u>加盟店から</u> ドコモに対して売上情報を送信するために設置する、包括加盟店又は加盟店の電子計算機及び電気通信設備をいいます。 |
| 第2条1項(19) | (用語の定義) | 「クレジットカード払い加盟店契約」 クレジットカード払いにおけるクレジットカードによる決済に関する、提携クレジットカード会社とドコモ、包括加盟店又は加盟店との間の契約をいいます。 <u>なお、利用者にてd払いにおけるクレジットカード払いを選択した場合には、本項のクレジットカード支払い加盟店契約を適用するものとする。</u> (1)本規約の変更が、包括加盟店及び加盟店の一般の利益に適合するとき。 (2)本規約の変更が、包括加盟店契約及び加盟店契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 |
| 第2条1項(20) | (用語の定義) | 「提携クレジットカード会社」 自己が加盟又は提携する組織（VISA国際サービスアソシエーション及びマスターカード国際サービスアソシエーションを含む、以下本号及び次号において同じとします。）からの許諾を得て、クレジットカード利用加盟店（自己との取引の相手方に対してクレジットカードを利用した支払手段を提供する個人又は法人を指すものとします。）に関する募集、審査、認定を行い、クレジットカードの決済処理を行うクレジットカード会社（クレジットカード会社から、 <u>別紙1-2に記載のクレジットカード会社の業務を代行する権限を授与された会社を含みます。</u> ）のうち、ドコモ、包括加盟店又は加盟店との間でクレジットカード払い加盟店契約を締結した者をいいます。 |
| 第3条1項 | (規約の変更) | ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合は、30日の予告期間において、包括加盟店及び加盟店へドコモが適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。ただし、包括加盟店または加盟店に不利益が発生する内容の変更を行う場合は、包括加盟店に3か月前に予告し、包括加盟店の同意を得た後に変更後の本規約が適用されるものとします。 (1)本規約の変更が、包括加盟店及び加盟店の一般の利益に適合するとき。 (2)本規約の変更が、包括加盟店契約及び加盟店契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 |
| 第5条1項(7) | (包括加盟店契約の申込みの承諾) | その他ドコモ又は提携クレジットカード会社が <u>合理的かつ客観的に見て</u> 不適当と判断したとき。 |
| 第6条4項 | (包括加盟店の義務) | 包括加盟店は、 <u>本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができるものとし、包括加盟店の責任において、当該委託先に本規約の規定を順守させるものとします。なお、包括加盟店は、第三者に委託する業務がドコモに重大な悪影響を与える可能性を有する場合は、当該業務及び委託先につき、ドコモに対し、事前に通知するものとします。</u> |
| 第11条2項 | (提供条件) | 包括加盟店及び加盟店又はそれらの役員は、包括加盟店契約又は加盟店契約に関する業務の遂行にあたっては、関連法令や監督官庁の指導等を遵守するものとし、公序良俗に違反する行為、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける行為、又はこれらを受けるおそれのある行為をしないものとします。また、ドコモ又は提携会社が関連法令等を遵守するために必要な場合には、ドコモの要請により、包括加盟店又は加盟店は <u>合理的な限度で</u> 必要な協力を行うものとします。 |
| 第13条1項 | (クレジットカード払い) | 包括加盟店及び加盟店は、 <u>①d払いに関する加盟店契約の締結及びドコモとの一切のやり取りについては、包括加盟店が加盟店を包括的に代理すること、②d払いのうち、クレジットカード支払いにおいては、提携クレジットカード会社とのクレジットカード支払い加盟店契約とd払いに関する加盟店契約が併存的に成立し、クレジットカード支払い加盟店契約の締結及び提携クレジットカード会社との一切のやり取りについてはドコモが当該加盟店を包括的に代理すること、③クレジットカード支払い加盟店契約に基づき提携クレジットカード会社が加盟店に支払う立替金等をドコモが代理受領したうえで、d払いに関する加盟店契約に基づき立替金を加盟店に支払うこと、④包括加盟店が加盟店を代理して上記③の立替金を受領することを確認します。</u> |
| 第13条2項 | (クレジットカード払い) | 包括加盟店及び加盟店は、別紙1のうちいずれの提携クレジットカード会社とクレジットカード払い加盟店契約が成立したのかについては、ドコモに問い合わせることにより知ることができること、クレジットカード払いについては、本規約の他、提携クレジットカード会社規約の定めに従って提供されることについて、承諾するものとします。なお、クレジットカード払いについて、本規約と提携クレジットカード会社規約の間に矛盾がある場合は、提携クレジットカード会社規約が優先して適用されるものとします。 |
| 第13条4項 | (クレジットカード払い) | 第一項及び第二項の規定にかかわらず、別紙1-2に定める提携クレジットカード会社との間でクレジットカード払い加盟店契約を締結する場合は、 <u>包括加盟店又は加盟店は</u> 当該クレジットカード払い加盟店契約を締結するために必要な権限及びクレジットカード払いのために必要な一切の権限をドコモに委任するものとします。この場合、当該クレジットカード払い加盟店契約は、第4条（包括加盟店契約の申込み）第1項又は第7条（加盟店契約）第2項で定める承諾をもって成立するものとし、 <u>当該</u> クレジットカード払い加盟店契約の条件は、本規約に定めるところによるものとします。 |

| | | |
|--------------|--------------------|--|
| 第16条3項 追加 | (包括加盟店契約の解約) | 包括加盟店は、ドコモが以下の事項に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに包括加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。 <u>(1)本規約第53条(反社会的勢力の排除)の定めを違反した場合</u> <u>(2)支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき</u> <u>(3)ドコモの営業又は業態が公序良俗に反すると包括加盟店が判断したとき</u> <u>(4)包括加盟店又は加盟店に重大な危害又は損害を及ぼしたとき</u> <u>(5)その他包括加盟店契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき</u> |
| 第17条2項(3) | (ドコモが行う包括加盟店契約の解除) | <u>多数の加盟店において、商品等について苦情が多発したとき。</u> |
| 第17条2項(4) | (ドコモが行う包括加盟店契約の解除) | <u>多数の加盟店において、商品等について国、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関又はそれに準ずる機関からドコモに解約、変更その他の要請があったとき。</u> |
| 第17条2項(5) | (ドコモが行う包括加盟店契約の解除) | ドコモへの届出内容が事実と反しており、 <u>当該届出が意図的に行われたこと</u> が判明したとき。 |
| 第18条2項 | (加盟店契約の解約) | ドコモは、加盟店契約の解約を希望する日の <u>4か月前</u> までにドコモ所定の解約通知書を包括加盟店に対して送付することにより、加盟店契約を解約できるものとします。 |
| 第19条1項 | (ドコモが行う加盟店契約の解除) | ドコモは、加盟店が本規約の規定の一にでも違反した場合、又は第22条(d払いの停止)第1項各号のいずれかに該当したことによりd払いの提供が停止された場合において、10日程度の相当期間を定めて包括加盟店を通じて加盟店に対して当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されない場合、当該期間の経過をもって当然に加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。 <u>ただし、ドコモと包括加盟店において、包括加盟店起因で意思疎通が不可と判断した場合には、ドコモが直接加盟店に対して是正通告を実施できるものとします。</u> |
| 第19条2項(5) | (ドコモが行う加盟店契約の解除) | ドコモへの届出内容が事実と反しており、 <u>当該届出が意図的に行われたこと</u> が判明したとき。 |
| 第21条3項 | (提供中止) | ドコモは、第1項の規定によりd払いの全部又は一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で包括加盟店に通知又は周知し、包括加盟店は、自己の責任において加盟店に対して当該中止を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は <u>業務上可能な限り速やかに事後的に包括加盟店に通知します。</u> |
| 第22条4項 | (d払いの停止) | ドコモは、第1項の規定によりd払いの全部又は一部の提供を停止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で包括加盟店に通知又は周知し、包括加盟店は、自己の責任において加盟店に対して当該停止を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は <u>業務上可能な限り速やかに事後的に包括加盟店に通知します。</u> |
| 第24条4項 | (取扱商品等) | 包括加盟店は、自ら又は加盟店がd払いを利用して、旅行商品、酒類など販売又は提供にあたって官公庁の許認可等を得るべき商品等(以下、「許認可商品」といいます。)を販売又は提供する場合は、当該取扱いを開始する日の45日前までに、許認可等の取得を証明する <u>関連書類の写し</u> をドコモに提出する(ドコモが要求した場合は関連書類の原本を貸与する)ものとします。なお、包括加盟店又は加盟店が当該許認可等の取消分等を受け、許認可商品を取り扱うことができなくなった場合、包括加盟店は直ちにドコモへ書面により通知し、自らがこれに該当する場合は、d払いを利用して当該許認可商品を販売又は提供しないものとし、加盟店がこれに該当する場合は、当該加盟店にd払いを利用して当該許認可商品を販売又は提供させず、また、当該加盟店はd払いを利用して当該許認可商品を販売又は提供しないものとします。 |
| 第27条2項 | (利用者との売買契約等の締結) | 包括加盟店及び加盟店は、自らの責任において、 <u>正当かつ適法な商行為に則り</u> 、利用者が売買契約等を締結する能力及び権限を有することを確認の上、利用者との売買契約等を締結するものとします。 |
| 第27条5項 | (利用者との売買契約等の締結) | 包括加盟店及び加盟店は、利用者において次に掲げる行為に相当する事由が存在し、不正使用と分かる場合には、利用者との売買契約を締結しないものとし、 <u>業務上可能な限り速やかに</u> ドコモに対して当該事象を連絡し、ドコモの指示に従うものとします。 (1)決済画面を偽造し、決済完了と偽る行為 (2)他の利用者が表示するQRコードを盗撮、複製し利用する行為 (3)その他、包括加盟店又は加盟店において不正使用と分かる行為 |
| 第33条1項 | (売上情報の送信) | 包括加盟店は、サービスガイドラインに定める方法に従い、 <u>加盟店に代わって</u> 売上情報をドコモに送信するものとします。 |
| 第34条1項 | (請求代金の立替払等) | ドコモは、 <u>請求代金を加盟店に対して立替払により支払うものとします(ドコモが加盟店に対して支払う請求代金に係る立替金を、以下、「立替金」といいます。)</u> 。支払方法がクレジットカード支払いの場合、ドコモが立替払又は債権譲受け等(以下、合わせて「立替払等」といいます。)によって、加盟店から売上債権の弁済金を受領する権利・権限を取得するものとします(立替金と請求代金債権の譲渡代金を合わせて、以下、「立替金等」といいます。) |

| | | |
|----------|-------------------|---|
| 第34条2項 | (請求代金の立替払等) | 前項の立替払等は、売上情報がドコモに到達し、ドコモの所定の処理が完了した日（以下、「処理完了日」といいます。）に実行されるものとし、処理完了日に効力が発生するものとし、ただし、ドコモが別に認めた場合は、この限りではありません。なお、ドコモは、当該処理が完了しなかった請求代金については立替払等を行わないものとし、 |
| 第36条3項追加 | (商品の所有権) | <u>第1項の定めにもかかわらず、支払方法がクレジットカード支払いの場合、d払いを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該売上債権に係る立替払等に関する契約が成立したときにドコモに移転するものとし、ただし、本規約（返品等）により立替払等に関する契約が取消または解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、立替金等が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは包括加盟店が当該立替金等をドコモに返還したときに、加盟店に戻るものとし、</u> |
| 第37条3項 | (請求代金の立替払等の解除等) | 第1項各号又は前項のいずれかに該当した場合、ドコモは包括加盟店に対して、当該売上情報に取消表示をして返却します。また、その立替金等が支払い済みの場合には、包括加盟店又は加盟店は、第35条（返品等）第2項に従い、ドコモに対して、当該立替金等を返還するものとし、 <u>なお、加盟店が当該立替金等を返還する場合は、包括加盟店を経由した返還を前提とします。</u> |
| 第39条3項 | (料率及び支払い) | ドコモは、包括加盟店と別途協議のうえ、合意に至った場合は、手数料にかかる料率の変更を行うことができるものとし、ただし、規約違反その他これに類する事由が発生した場合は、ドコモは、30日の予告期間において、変更後の手数料の料率をドコモが適当と判断する方法で包括加盟店に通知又は周知するものとし、予告期間経過後は、変更後の料率が適用されるものとし、 |
| 第44条1項 | (契約終了時等の措置) | 包括加盟店契約若しくは加盟店契約が解約、解除等により終了した場合又は本規約に基づく提供中止若しくは提供停止がなされた場合でも、ドコモは、終了、中止、停止の前にd払いの利用により生じた請求代金について包括加盟店又は加盟店に対する立替払等を行うことができるものとし、ただし、 <u>本規約第17条および第19条に該当し、</u> ドコモが立替払等を行わないことを包括加盟店に通知した場合は、この限りではありません。 |
| 第45条1項 | (損害賠償) | 包括加盟店及び加盟店は、本規約の違反 <u>または加盟店起因にて</u> ドコモ又は第三者に損害を及ぼした場合、ドコモ又は第三者に対し損害 <u>（直接かつ現実の損害に限ります。）</u> を賠償するものとし、 |
| 第47条4項追加 | (秘密保持) | <u>本条第1項ないし第3項については、ドコモも包括加盟店及び加盟店と同様の義務を負うものとする。</u> |
| 第48条4項追加 | (秘密情報の保管及び複製等の禁止) | <u>本条第1項及び第2項については、ドコモも包括加盟店及び加盟店と同様の義務を負うものとする。</u> |
| 第54条1項 | (特約) | ドコモは、包括加盟店又は加盟店と協議の上、d払いの内容、立替金等の支払方法等について特約を締結することができます。ドコモと包括加盟店との間で特約を締結した場合、包括加盟店は、本規約とともに特約を遵守するとともに、自己の責任において加盟店に対して特約に定める条件を遵守させるものとし、ただし、特約と本規約が競合する場合は、特約の内容を優先するものとし、 <u>なお、ドコモと加盟店が締結する特約は、包括加盟店を含めた三社間、もしくは包括加盟店に同意を得たうえでの二社間契約を前提とします。ただし、ドコモと包括加盟店において、包括加盟店起因で意思疎通が不可と判断した場合は、上記前提の限りではありません。</u> |

※d払い（バーコード決済）包括加盟店規約が改定、変更又は新たな規約に差し替えられた場合であっても、上記変更内容は、当該新規約に対しても適用されるものとし、新規約の該当条項は、本書記載の内容に従い読み替えて適用されるものとする。

また、本サービスの提供主体者に提携、合併、会社分割、事業譲渡その他事由による包括承継又は特定承継があった場合には、本規約に基づくサービス提供主体者の地位、権利及び義務は当該承継先に移転するものとし、本契約における「ドコモ」は当該承継先を含むものとして読み替えるものとする。